

セネガル共和国憲法

西 修

府は連帶して議会に責任を負い、一方、議会は政府の首長たる内閣総理大臣により解散され得る。内閣総理大臣はまた国家元首としての地位を有し、議会により選任される。議会は一院により構成され、その任期は五年である。この憲法は、同年四月四日および同月二二日に改正されたが、翌六〇年六月一八日には、新たな連邦憲法の制定をみた。

しかし、その後、連邦の構成、指導等についてスレーダンとの間に軋轢が生じ、同年八月二〇日、連邦から脱退した。これがセネガル共和国の最初の憲法である。

この憲法は、一九五八年のフランス第五共和制憲法に大きな影響を受けている。政治形態は議院内閣制で、政

「セネガル共和国憲法」（前文と四八か条）が制定された。

セネガルでは、一九五八年一一月に同国がフランス共同体内における独立の共和国であることを宣言した後、翌五九年一月二一日のスレーダンとの合併によるマリ連邦憲法発効に伴い、その連邦構成国として、同月二四日、

「セネガル共和国憲法」（前文と四八か条）が制定された。

この憲法も、フランス第五共和制憲法に範をとつてゐるといわれてゐる。大統領は、間接選挙により七年の任期で選出され、国家元首としての地位を有する。内閣総理大臣は、議会の総議員の過半数により選任される。議会は、五年の任期により、一院で構成される。議会と政府との関係については、議院内閣制が採られている。ただし、議会は政府に対して不信任を表明し、政府の総辞職を要求することができるが、政府の議会に対する解散権は規定されていない。司法権は、行政権および司法権より独立とされ、大統領がこの独立を保護する。この憲法は、当時の内閣総理大臣ママドゥ・ディアとセ・ダード・サンゴール大統領との間に衝突が生じたため、六二年一月一八日、内閣総理大臣のポストが廃止され、大統領の権限を強化するための憲法改正が行なわれた。

二 新憲法の制定とその後の改正

新憲法は、六三年三月三日、国民投票に付せられ、賛成一、一五五、〇七七票、反対六、三四九票と国民の圧倒的多数の同意により、採択、公布された。そしてまたここにセネガル第二共和制が発足したのである。

新憲法は、当初、内閣総理大臣の職を設けず、大統領制としたほか、大統領の任期を四年とし、国民の直接投票により選ばれるとし、国民議会も四年の任期で大統領と同時に選ばれるとされていた。

しかし、六七年六月には、大統領と議員の任期を四年から五年にそれぞれ延期し、大統領候補者には政党に属していることを要件としたほか、経済社会評議会の権限の強化、国民議会の解散権の規定の新設など一二か条にわたり改正された。

また、六八年三月一四日には、九条一項に結社の権利は、法律によらなければ、制限されないとの文言が追加された。

そして、七〇年二月二六日には、三二か条にわたり改正された。その主なものは、内閣総理大臣職を新設し、行政につき責任を負うこととしたこと、議会の政府に対する不信任権の創設、大統領の三選禁止などである。とくに政府の議会に対する責任の明記は、同国の政治形態が従来の大統領制から議院内閣制に変質したことを物語っている。また、大統領と内閣総理大臣との関係についてみれば、内閣総理大臣は、大統領によつて任命される

が、国家政策の実施の監督、法律の施行の確保など実質的にかなり大きな権限を有してゐる。本改正に伴い、サン・ポール大統領は、当時若冠三五歳であったアブドゥ・ディウフ氏を内閣総理大臣に任命した（このロハシは現在も続いている）。

なお、政党は、一九六三年の選挙以来、セネガル進歩同盟が国民議会の全議席を独占している。

セネガルは、アフリカ諸国の中では、比較的安定してゐる国であるが、この憲法の今後の動向が注目されるべきである。

セネガル共和国憲法

制定	一九六三年三月三日
改正	一九六七年六月一日
	一九六八年三月十四日
	一九七〇年三月二十六日

前 文

セネガル国民は、その独立ならびに一七八九年の人および市民の権利宣言、および一九四八年一二月一〇日の世界人権宣言に明記されたる基本的権利を遵守する」とを厳肅に宣誓する。

セネガル国民は、

—政治的自由、

—労働組合の自由、

一身体、家族および地域団体の権利および自由、

思想、信教、言論、出版、集会、結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

集会の自由、

結社の自由、

選挙の権利、

宗教の自由、

教育の自由、

文化の自由、

科学の自由、

藝術の自由、

思想の自由、

言論の自由、

出版の自由、

一 学問および宗教上の自由、

一 財産権、

一 経済的および社会的権利の確固たる尊重と保障を宣言する。

セネガル国民は、

アフリカ諸国統合の方法を用意し、この統合の可能性を確実にすることを希求し、

アフリカの個性の確認に不可欠な政治的、文化的、経済的および社会的統合の必要性を自覚し、

西アフリカ諸国を結合する歴史的、道徳的および物質的必然性を自覚して、
セネガル共和国がアフリカの統合を実現するために、いかなる努力も惜しまないことを、決意する。

第一章 国家および主権

第一条 セネガル共和国は、非宗教的、民主的かつ社会的である。セネガル共和国は、門地、人種、性別、宗教の区別なく、すべての市民が法の前に平等であることを保障する。セネガル共和国は、すべての信仰を尊重する。

セネガル共和国憲法（西）

セネガル共和国の公用語は、フランス語とする。セネガル共和国の標語は、「国民、目的、誠実」とする。

共和国の国旗は、緑、金、赤色の三つの等しい垂直の線条で形成される。金線の中央に、五稜の緑の星を配するものとする。

共和国の国章および国歌は、法律でこれを定めるものとする。

共和国の原理は、「国民の、国民による、国民のための政治」とする。

第二条 国の主権は、セネガル国民に属する。セネガル国民は、その代表者または国民投票によって、主権を行使する。

国民のいかなる団体も、いかなる個人も、主権の行使を僭取することができない。

投票は、直接または間接に行なわれる。投票は、常に普通、平等かつ秘密とする。

成年に達し、市民的、政治的権利を享有しているすべてのセネガル国民は、男女を問わず、法律で定める条件のもとで、選挙権を有する。

第三条 政党および政治団体は、投票の表明において

競うものとする。政党および政治団体は、法律の定める条件のもとで形成され、かつ活動するものとする。政党および政治団体は、国民主権および民主主義の原理を尊重しなければならない。

第四条 一切の種族的、人種的または宗教的差別ならびに国内の安寧または共和国の領土保全を脅かす一切の宗教的宣伝は、法律によりこれを処罰するものとする。

第五条 共和国の制度は、次の通りとする。

—共和国大統領および政府

—国民議会

—最高裁判所および下級裁判所。

セネガル共和国の首都は、ダカールとする。

第二章 公の自由および身体の自由

第六条 人間の身体は、神聖である。国家は、これを尊重し、保護する義務を負う。

セネガル国民は、世界のすべての人類共同体、平和および正義の基礎として、不可侵かつ不可譲の人権の存在を認める。

何人も、他人の権利を侵害せず、法秩序を侵犯しない

限り、その人格を自由に発展させる権利を有する。何人も、法律の定める条件により、生命および身体の保全に対する権利を有する。

身体の自由は、これを侵してはならない。何人も、実行のときに施行されている法律によらなければ、有罪とされることはない。弁護は、訴訟手続のあらゆる状況およびあらゆる段階において、絶対的な権利である。

第七条 何人も、法の前に平等である。男女は、権利において対等である。

セネガルには、出生、個人または家族の身分により、いかなる負担も、いかなる特権も存しない。

第八条 何人も、言論、著述および影像によって、自己の意見を自由に発表し、普及させる権利を有する。何人も、妨害されることなく、すべての情報源について知る権利を有する。これらの権利は、法律および規則の規定ならびに他人の名誉の尊重により、制限を受けるものとする。

第九条 すべての市民は、法律および規則の定める形式に従うことを条件として、自由に結社および団体を組織する権利を有する。この権利は、法律によらなければ

制限されない。

目的または活動が刑法に違反し、または公共の秩序に反する集団は、これを禁ずる。

第一〇条 通信、郵便、電報および電話の秘密は、これをおいてはならない。この不可侵に対する制限は、法律の実施によるほか、これを命ずることができない。

第一一条 共和国のすべての市民は、共和国の全領域内で、自由に移住し、居住する権利を有する。この権利は、法律によらなければ、制限されない。何人も、法律の定める場合を除いて、保安処分に服させられることはない。

第一二条 財産権は、この憲法により、保障される。

法的に公共の必要性が確認され、正当かつ事前の補償がなされなければ、この権利に対するいかなる侵害も行なうこと�이できない。

第一三条 住居は、不可侵とする。

裁判官その他法律により指定された官吏のほか、捜索を命ずることができない。捜索は、法律の定める形式によるほか、これを行なうことができない。住居の不可侵を侵しましたは制限する措置は、集団の危機または死の危

険にある人を保護するときのほか、これを講ずることができない。

前項の措置は、切迫した脅威に対して公共の秩序を守り、とくに伝染病の危険と闘い、または危険な青少年を保護するために、法律の範囲内で講ずることもできる。

婚姻および家庭

第一四条 婚姻および家庭は、人間共同体の本源的かつ道徳的な基礎を形成する。婚姻および家庭は、国の保護の下に置かれる。

国および公共団体は、家庭の身体的、道徳的健全性に留意する社会的責務を有する。

第一五条 両親は、その子女を教育する当然の権利および義務を有する。両親は、この任務の遂行に関し、国および公共団体により補助を受けるものとする。

青少年は、国および公共団体によって、搾取および道德的退廃から保護される。

教 育

第一六条 国および公共団体は、子女の教育を保障す

るのに必要な条件および公共施設を創設する。

第一七条 青少年教育は、公立学校により実施される。宗教施設および宗教団体もまた、教育の手段として、これを認めるものとする。

第一八条 私立学校は、国の認可および管理のもとに、これを開校することができる。

宗教および宗教団体

第一九条 良心の自由、宗教の自由な告白および実践は、公共の秩序に反しない限り、何人に対してもこれを保障する。

宗教施設および宗教団体は、妨害されることなく、みずからを発展させる権利を有する。宗教施設および宗教団体は、国がこれを管理してはならない。宗教施設および宗教団体は、みずからの問題を自治的に規制し、かつ処理するものとする。

労 動

第二〇条 何人も、労働の権利および雇用を求める権利を有する。何人も、門地、意見または信仰により、そ

の労働において、不利な取扱いを受けることがない。

労働者は、労働組合に加入し、組合活動により、その権利を保護することができる。

罷業権は、これを認める。罷業権は、これを規制する法律の範囲内で、行使されるものとする。罷業権は、いかなる場合にも、労働の自由を侵すことができない。すべての労働者は、その代表者を通じて、労働条件の決定に参加することができる。

社会が労働者に付与する補助および保護の条件については、特別法でこれを定める。

第三章 共和国大統領および政府

第二一条 共和国大統領は、直接的な一般投票と二回の多数決投票により、選挙される。共和国大統領は、一度に限り、再選されることができる。

第二二条 大統領の任期は、五年とする。

第二三条 共和国大統領の候補者はすべて、セネガル国籍を有し、市民的、政治的権利を享有し、かつ少なくとも三五歳に達していなければならない。

第二四条 候補者の氏名は、第一回の投票の三〇日な

いし六〇日前に、最高裁判所の登録吏に提出されなければならない。ただし、候補者が死亡した場合には、新しい候補者の氏名は、投票の前日まで、隨時これを提出することができる。

いかなる候補者も、合法的に設立された政党により提出され、または少なくとも一〇人の国會議員を含む五〇人の有権者の署名を伴なわない限り、受理されない。

第二十五条 最高裁判所は、第一回投票の二九日前までに、候補者名簿を作成し、かつ公表するものとする。

有権者は、政令により、招集される。

第二十六条 共和国大統領選挙の第一回投票は、現に在職している共和国大統領の任期が満了する四五日ないし三〇日以内に、または大統領職が死亡、辞職もしくは決定的な事故により空職となつた場合には、そのときから六〇日以内に、これを行なうものとする。

第二十七条 選挙運動は、第一回投票の一五日前に始まり、一日前に終了するものとする。

最高裁判所は、選挙運動の適法性および宣伝手段の利用に際しての候補者の平等性を監督する。

第二十八条 何人も、第一回投票においては、投票の絶

対多数を獲得しない限り、共和国大統領に選出されない。この投票の絶対多数は、登録された有権者の少なくとも三分の一を超えないべならない。いかなる候補者も、必要な多数を獲得しない場合には、第一回投票が行なわれてから一〇日以内に、第二回投票が行なわれる。第二回投票において、共和国大統領に選出されるためには、比較多数決で充分とする。

第二十九条 最高裁判所は、投票の適法性を監督する。最高裁判所は、投票の結果を集計する。

共和国大統領の選挙結果は、臨時布告で発表されるものとする。

選挙活動の適法性に関し、臨時布告が発せられた五日以内に、いかなる候補者によつても訴訟が提起されない場合には、最高裁判所は、共和国大統領が最終的に選出されたことを宣告する。

訴訟が提起された場合には、最高裁判所は、臨時布告の一〇日以内にこれについて決定を下さなければならぬ。この決定は、選挙の最終的な宣告またはその取消しを含む。

取消しの決定があつた場合には、新たな投票が一〇日

以内に行なわれるものとする。

第三〇条 選出された共和国大統領は、選挙の最終的宣告がなされ、前任者の任期が満了した後に、就任するものとする。

現任の共和国大統領は、後継者が就任するまで、在任するものとする。

第三一条 共和国大統領は、最高裁判所の前で宣誓を行なった後に就任する。

宣誓文は、次の通りとする。

「私は、神の眼前とセネガル国民の面前で、セネガル共和国大統領の職務を誠実に遂行し、憲法および法律の規定を良心的に遵守し、憲法制度、領土の保全および国の独立を守り、かつアフリカ統合の実現のために努力を惜しまないことを誓います。」

第三二条 共和国大統領の職務は、選挙職であると否とを問わず、他のいかなる公的、私的な職務を兼ねてはならない。

第三三条 共和国大統領職は、死亡、辞職または事故の場合には、国民議会議長により代行される。国民議会議長にも事故が生じた場合には、内閣総理大臣

臣が共和国大統領職を代行する。内閣総理大臣は、その任命の順序にもとづき、他の大臣により継承される。

第三四条 共和国大統領の代行者は、第四六条および第七五条の一で規定された職務を行使してはならない。

また、共和国大統領職の空職中でかつ代行者の在職中は、第七五条および第八九条が適用されない。

第三五条 共和国大統領の事故および代行者の事故については、政府の要求により、最高裁判所がこれを確認するものとする。

共和国大統領が死亡もしくは辞職した場合またはその事故が最高裁判所により決定されたときには、第二六条の規定にもとづき、新たな共和国大統領の選挙が施行される。

第三六条 共和国大統領は、憲法の守護者である。共和国大統領は、政府が内閣総理大臣の監督のもとで実施する国家政策を決定する。

第三七条 共和国大統領は、大統領令および政令に署名する。

内閣総理大臣は、前項の規定にしたがい、法律の執行を確保し、かつ規則制定権を有する。

共和国大統領の行為は、第三九条、第四〇条、第四

一条、第四二条、第四三条第一項および第三項、第四七
条、第五八条、第六三条、第六五条第二項、第六七条第

二項、第六八条、第七二条第二項、第七五条の一、第七
六条、第八〇条第三項および第八八条の規定を行使する
場合を除いて、内閣総理大臣、および必要な場合には、
所管の大臣または政務次官により、副署される。

第三八条 共和国大統領は、すべての文官を任命す
る。

内閣総理大臣は、行政につき責任を負う。

第三九条 共和国大統領は、国家の独立および領土の
保全を保障する。

共和国大統領は、国防について責任を負う。

共和国大統領は、最高国防会議を主宰する。

共和国大統領は、軍隊の最高司令官であり、すべての

武官を任命し、かつ軍隊を統督する。

第四〇条 共和国大統領は、大使および特命全権大使
に信任状を授ける。

外国の大使および特命全権大使は、共和国大統領によ
り信任される。

第四一条 共和国大統領は、恩赦権を有する。

第四二条 共和国大統領は、国民に対して教書を発す
ることができる。

第四三条 共和国大統領は、内閣総理大臣を任命す
る。共和国大統領は、内閣総理大臣を罷免する。内閣總
理大臣の罷免は、内閣の連帶かつ即時の辞職を伴なう。
内閣は、新しい内閣が組織されるまで引き続きその職務
を行なう。

共和国大統領は、内閣総理大臣の提議にもとづき、他
の大臣を任命し、およびその権限を定める。

共和国大統領は、国務大臣を罷免する。

内閣総理大臣およびその他の大臣は、共和国大統領に
対して責任を有する。内閣は、第七四条および第七五条
で定める条件にもとづき、国民議会の統制に服する。

第四四条 共和国大統領は、第四一条、第四六条、第
七五条の一および第八九条で規定されている権限を除い
て、その権限を、内閣総理大臣に、また内閣総理大臣が
欠けているときは、所管の大臣に委任することができます
。内閣総理大臣は、その権限を所管の大臣に委任する
ことができる。

第四十五条 大臣の職務は、公的または私的なすべての職務を兼ねてはならない。

本条の適用方式は、組織法でこれを定めるものとする。
第四十六条 共和国大統領は、内閣総理大臣の提議にもとづき、国民議会議長に諮問し、かつ最高裁判所の意見を聴取した後、法律案を国民投票に付すことができる。

第四十七条 共和国の制度、国家の独立、領土の保全、または国際協約の執行が重大かつ直接に脅かされる場合および公権力の正常な機能が阻害される場合には、共和国大統領は、教書により国民に通告した後に、公権力の正常な機能の回復および国家の安全を確保するために、憲法改正を除くあらゆる手段をとることができる。

国民議会は、当然に集会する。

国民議会は、布告が発せられた一五日以内に、大統領によつて実施された法的性格を有するすべての措置を通告され、承認を求められる。この措置は、承認を求めるための法律案が一五日以内に国民議会理事部に提出されない場合には、無効とみなされる。

国民議会は、非常権限が施行されている期間中、解散されない。非常権限が国民議会の解散後に行使されたと

きには、解散令によつて定められている選挙の期日は、最高裁判所により不可抗力の場合であると確認されない限り、延期されない。また、大統領によつてとられた立法的措置は、当該布告後一五日以内に、最高裁判所によって憲法に適合すると宣告されない限り、無効となる。新たな国民議会は、選挙結果の発表後、当然の権利として集会する。国民議会は、大統領によつてとられた立法的措置に承認を与えるため直ちに審議する。

第四章 国民議会

第四八条 セネガル共和国の代表議会は、国民議会と称するものとする。

その議員は、国民議会議員の名称を有する。

第四九条 国民議会議員は、普通、直接投票により選挙される。その任期は、第七十五条の一の規定の場合を除いて五年とする。

議員数、歳費、被選挙権資格、無資格および不可兼職については、組織法でこれを定めるものとする。

第五十条 いかなる議員も、職務遂行中になした意見または表決により、訴追、捜索、逮捕、拘禁または裁判

に付されない。

いかなる議員も、会期中、現行犯の場合を除いて、国民議会の許諾がなければ、刑事犯罪または軽犯罪を理由として、拘禁または逮捕されない。

いかなる議員も、会期外には、現行犯、正当と認められた訴追または最終的な有罪判決の場合を除いて、国民

議会理事部の許諾がない限り、逮捕されない。

議員の拘禁または訴追は、議会の要求があれば、停止されるものとする。

第五一条 国民議会の議事規則は、次の事項について、規定するものとする。

(1) 理事部の構成、職務規則ならびに立法期の期間選出される議長の権限および特権

(2) 常任委員会の数、任命方法、構成、役割および機能。ただし、臨時の特別委員会を創設する議会の権利を侵害してはならない。

(3) 事務総長を補佐し、国民議会議長の許諾にもとづいて設置される事務局の組織

(4) 議員の懲戒制度

(5) 憲法によって明白に規定されているものとは異なる

つた表決方法

(6) 一般にこの憲法の権能の範囲内で国民議会の運営のために必要なすべての規則。

第五二条 国民議会は、通常会の開会の日およびその存続期間を定める。ただし、次の規則が適用されるものとする。

国民議会は、毎年二回の通常会を開く。

—第一回目の会期は、四月の最初の二週間以内に開くものとする。

—第二回目の会期は、その年の最後の三か月以内に開くものとする。

一年次財政法案は、第一回目の通常会期中に審議されるものとする。

国民議会が次の通常会期の開始日を定めることなく、通常会期または臨時会期が閉会した場合には、国民議会理事部が適当な時期にその日程を定めるものとする。

各通常会の期間は、二か月を超えることができない。

国民議会は、さらに次の場合に、定められた議事日程にもとづき、臨時会を開く。

—総議員の少なくとも過半数が議長に対して文書によ

り開会の要求を提出した場合

—内閣総理大臣の提議にもとづき、共和国大統領が発議した場合。

ただし、各臨時会の会期は、第五七条に規定される場合を除いて、一五日を超えてはならない。

臨時会は、議事日程が終了したときに閉会する。

第五三条 議員の投票は、みずからこれを行なう。議員に対する命令的委任は、すべて無効とする

組織法は、例外的状況のもとにおいて、投票の委任を認めることができる。この場合には、いかなる議員も、一票より多くの委任投票を行なうことができない。

第五十三条の一 国民議会は、法律の範囲内にある措置をとる権限を、その代理委員会に委任することができ

る。

この委任は、国民議会の決議により有効とされ、これにつき大統領に直ちに通知されるものとする。

前項の決議によって定められた期間および権限の範囲内で、代理委員会は、法律と同様に公布される決定を下すことができる。当該決定は、遅くともその公布があつた後に開かれる通常会の第一日目までに国民議会理事部

に提出するものとする。国民議会が当該会期の最初の一五日以内にこれを修正しない場合には、当該決定は、最終的な効力を有するものとされる。

第五四条 会期の開始時に、国民議会を構成する議員の少なくとも過半数の定足数が出席していない場合には、会議は、三日間延期される。

議会は、三日後には出席者数の如何にかかわらず、審議することができる。

第五五条 議会の会議は、別段の定めがない限り、公開とする。

審議の詳細な報告書ならびに議事録は、これを官報で公表するものとする。

第五章 行政権と立法権との関係

第五六条 国民議会は、立法権を有する。国民議会のみが法律を議決する。

法律は、次の事項に関する規定を定める。

—公民権および公的自由の行使のために市民に対しうまくできる。当該決定は、遅くともその公布があつた後に開かれる通常会の第一日目までに国民議会理事部

その身体および財産に関して課せられる責務。

—国籍、個人の身分および法的能力、夫婦財産制、相続および贈与

—刑事犯罪および軽犯罪の決定ならびにそれに科せられる刑罰の決定、大赦、新たな司法制度の創設および司法官の身分

—すべての種類の課税の基準、率および方法、通貨の発行制度

—国民議会および地方議会の選挙制度

—公共機関の創設

—国に雇用される文武官に対して付与される基本的保障

—企業の国有化および企業財産の公有から私有への移行。

法律は、次の事項に関する基本的原則を定める。

—国防の一般組織

—地方公共団体の自由な行政、その管轄権および財源

—教育

—財産制度、物権、民事上および商業上の義務

—勤労の権利、労働組合の権利および社会保障

—国家公務員の給与制度。

財政法は、組織法により定められた条件および留保の下に、国の財源および義務を定める。官職の創設および変更は、財政法によらなければ、これを行なうことができない。

国家計画法は、国の経済的、社会的活動の目的を定める。当該計画は、法律により承認される。

本条項の規定は、組織法でこれを補完することができる。

また、共和国大統領は、内閣総理大臣の提議にもとづき、第六五条第二項の規定に抵触しない限り、社会的、経済的、財政的重要性にかんがみ、本条項で列挙したものの以外の事項に関する法律案を、国民議会の表決に付することができる。

第五七条 国民議会は、組織法により定められた条件にもとづいて、財政法案を議決する。

予算を含む年次財政法案は、遅くとも最初の通常会期の開会日までに国民議会理事部に提出されなければならない。

国民議会は、六〇日以内に財政法案を議決するものとする。

しない限り、一二日後に失効するものとされる。

不可抗力の場合により、共和国大統領が通常会期の終了前で前項に規定した期間内に財政法案を国民議会に提出することができない場合には、国民議会は、直ちにかつ当然に、臨時会を開く。臨時会の期間は、前項の期限内で必要な期間とする。

財政法案が前項で規定した六〇日の期限満了時に最終的に議決されない場合には、当該法案は、国民議会によって表決され、かつ、共和国大統領によつて承認された修正案を考慮して、政令により施行される。

前記の手続きにもかかわらず、年次財政法案が会計年度の開始前に施行されない場合には、共和国大統領は、政令により、すでに表決された業務を引き続行ならう権限を有する。

最高裁判所は、財政法の執行の監督について、共和国大統領、政府および国民議会を補佐する。

第五八条 戒厳および非常事態は、共和国大統領がこれを作成するものとする。その場合、国民議会は、開会中でなくとも、当然に集会する。

戒厳または非常事態を宣告する政令は、共和国大統領により提出されるものとし、国民議会がその延長を許可

第六〇条 法律案は、国民議会によって採択された後、遅滞なく共和国大統領に送付される。

第六一条 共和国大統領は、最終的に採択された法律案が送付されてから一五日以内に、これを公布する。この期間は、国民議会によつて緊急であると宣言された場合は五日に短縮することができる。

第六二条 共和国大統領は、公布のために定められた期間内に、教書により、国民議会に対して再審議を要求することができる。この再審議は、拒絶されない。この法律は、再審議において、国民議会を構成する議員の三分の三以上が賛成しない限り、議決されない。

第六三条 共和国大統領は、公布のために定められた期間内に、最高裁判所に対し、議決された法律が違憲であると宣告する訴訟を提起することができる。

第六四条 公布の期間は、国民議会の再審議の結果までは当該法律が憲法に合致するとの最高裁判所の決定があるまで、中断される。

いかなる場合でも、公布は、憲法で定められた期間が満了すれば、自動的に行なわれる。この場合の公布は、国民議会議長によつて行なわれる。

第六五条 この憲法によつて法律の範囲外とされる事項は、規則的性格を有するものとする。

前記の事項に関する法典は、共和国大統領の要求にもとづき、最高裁判所が、前項の規定に従い、規則的性格を有すると宣告した場合には、政令により、これを修正することができる。

第六六条 国民議会は、通常、法律の範囲内にある措置をとる権限を、法律により、政府に授権することができる。

政府は、授権法により定められた期間および権限内で、命令を発することができる。命令は、公布により実施される。ただし、当該命令は、修正法案が授権法により定められた日以前に国民議会理事部に提出されないとときは、無効となる。国民議会は、修正法案を議決したときに、命令を改めることができる。

第六七条 憲法により組織法の性格を有すると規定された法律は、国民議会を構成する議員の絶対多数によ

り、表決され、修正される。

組織法は、最高裁判所が憲法に合致すると宣告しない限り、これを公布することができない。最高裁判所への付託は、共和国大統領により行なわれなければならぬ。

第五三条の一および第六六条は、組織法に適用されないものとする。

第六八条 共和国大統領は、自らまたは代読による教書により、国民議会と意思の疎通を図る。教書は、いかなる審議の対象にもならない。

第六九条 法律の発案権は、共和国大統領および国民議会議員に、ともに属する。

第七〇条 政府の構成員は、国民議会およびその委員会により、いつでも聴問されることができる。政府の構成員は、政府委員により補佐されることができる。

第七一条 国民議会議員および共和国大統領は、修正権を有する。共和国大統領の修正は、政府の構成員により提出される。

議員により作成される提案または修正案は、その採択が公的財源の減少または公的歳出の創設もしくは増大を

もたらす場合には、当該提案または修正案がそれを補充するための収入案を伴っていない限り、審議されない。

第七二条 立法手続の進行中、政府の構成員は、提案または修正案が法律の範囲外にあると思料するときは、その不受理を申し立てることができる。

異議が申し立てられた場合には、最高裁判所は、共和国大統領または国民議会の要求により、八日以内に裁定しなければならない。

第七三条 共和国大統領の要求があれば、政府提出の法律案または政策の表明につき、国民議会の議事日程に優先権を与えることができる。

第七四条 国民議会は、討議に付しまたは討議に付さないで、文書および口頭により、政府の構成員に対しても質問することができる。政府の構成員は、これに回答しなければならない。質問、および質問に對してなされた回答については、表決に付されない。

国民議会は、その議員のなかから調査委員会委員を指名することができる。

第七五条 国民議会は、不信任動議の表決により、政府を辞職させることができる。

不信任動議が受理されるためには、国民議会を構成する議員の四分の一以上の署名を必要とする。

不信任動議に関する表決は、国民議会理事部に提出されてからまる二日経たなければ、これを行なうことができない。

不信任は、公開投票において、国民議会を構成する議員の絶対多数決により成立する。その際、不信任動議の賛成票のみが記録される。

不信任動議が採択されたときは、内閣総理大臣は、直ちに共和国大統領に対して政府の総辞職を提出しなければならない。

辞職した政府は、新政府が組織されるまで当面の問題を処理する。

不信任動議が否決されたときは、その署名者は、同一会期中、新たな不信任動議を提案することができない。

第七五条の一 第七五条で定めた条件により、政府に対する不信任動議が採択されたときには、共和国大統領は、国民議会議長の意見を諮詢した後、政令により、国民議会を解散することができる。

国民議会を解散させる政令は、選挙の投票日を定め

る。投票は、政令の公布があつた日から四五日ないし六〇日以内に行なわれるものとする。

国民議会は、その選挙結果の最終的発表の日から一年間は、解散されない。

解散した国民議会は、集会することができない。ただし、議員の任期は、新たな国民議會議員の選挙結果が宣告される日まで終了しない。

第六章 條約および國際協定

第七六条 共和国大統領は、國際協約を交渉する。共和国大統領は、國際協約を批准または承認する。

第七七条 講和条約、通商条約、國際的組織に関する条約または協定、國家の財政を必要とする条約、法律の性格を有する規定を修正する条約、個人の身分に関する条約、領土の割譲、変更または追加を含む条約は、法律によらなければ、これを批准または承認することができない。

条約は、批准または承認された後でなければ、施行されない。領土のいかなる割譲も、いかなる付加も、関係住民の同意がなければ施行されない。

第七八条 最高裁判所が、國際協約のなかに憲法に違反する条項を含んでいると宣告したときには、当該協約を批准または承認する認可行為は、憲法改正後でなければ、これを批准または承認することができない。

第七九条 正當に批准または承認された条約または協定は、各々の協定または条約につき、他の当事者により適用されることを留保して、法律に優越する権威を有する。

第七章 司 法 権

第八〇条 司法権は、立法権および行政権から独立である。司法権は、最高裁判所および下級裁判所がこれを行使する。

裁判官は、その職務の行使において、法律の権威のみに従う。

司法官は、罷免されない。司法官は、最高司法会議に諮詢した後に、共和國大統領によつて任命される。

最高司法会議の管轄権、組織および機能については、組織法により、これを定める。

第八一条 司法権は、この憲法および法律によつて定

められた権利および自由の保護者である。

第八二条 最高裁判所は、法律および国際協約の合憲性ならびに行政権と立法権との管轄権の争訟について審理する。最高裁判所は、行政権の越権を裁定する。

第八三条 最高裁判所裁判官は、現行犯の場合を除いて、刑事問題に関し、最高裁判所理事部の許諾がなければ、起訴、逮捕、拘禁または裁判に付されない。最高裁判所理事部は、その権限を特定の裁判所に委譲することができる。

第八四条 最高裁判所のその他の権限、組織および手続については、組織法でこれを定めるものとする。

第八章 高等法院

第八五条 高等法院を設置するものとする。

第八六条 高等法院は、各立法期の始めに、国民議会により、その議員のなかから選ばれる構成員によつて組織される。

高等法院は、裁判官によつて主宰される。

高等法院の組織および手続については、組織法でこれを定めるものとする。

第九章 経済社会評議会

第八八条 経済社会評議会は、共和国大統領、政府および国民議会を補佐する。

経済社会評議会は、共和国大統領、政府または国民議会により付託された問題についてその意見を具申する。経済社会評議会は、財政法案を除いて、政府提出の法

第八七条 共和国大統領は、反逆罪の場合のほか、その職務の遂行においてなした行為につき責任を負わない。共和国大統領は、国民議会によって、秘密投票により総議員の五分の三以上の多数決にもとづいて告発される。共和国大統領は、高等法院によって裁判される。

政府の構成員は、その職務の遂行中にした行為および実行のときに刑事犯罪または軽犯罪とされる行為につき、刑事上の責任を負う。前項の手続は、国家の安全に対する陰謀の場合において政府の構成員およびその共犯者に準用される。本条項で定められた場合において、高等法院は、実行のときに施行されている刑法で定められた刑事犯罪および軽犯罪の定義ならびに刑罰の法定刑に拘束される。

法案および議員提出の法律案ならびに経済的、社会的性格を有する政令を審査する権限を有する。

経済社会評議会は、経済的、社会的性格を有する諸計画の政府法案および国家計画についてその意見を求めるものとする。

経済社会評議会は、国民の経済的、社会的生活に關係のあるすべての問題について諮詢を受けることができる。

経済社会評議会の構成、組織および機能については、組織法でこれを定めるものとする。

第一〇章 改 正

第八九条 憲法改正の発案権は、内閣総理大臣の提議にもとづいてする共和国大統領および国民議會議員が、ともにこれを有する。

国民議会によって採択された憲法改正案は、国民投票によつて承認されなければ、確定しない。

ただし、憲法改正案は、共和国大統領が国民議会のみに提出することを決定したときには、国民投票に付さないものとする。この場合には、憲法改正案は、国民議会を構成する議員の五分の三以上の多数の賛成を得ない限り

り、承認されない。

第五三条の一および第六六条は、憲法的法律に適用されない。

共和国体は、改正の対象とすることができない。

第一一章 経過規定

第九〇条 在任中の共和国大統領は、国民議会の新選挙と同時に行なわれる次期共和国大統領の選挙が行なわれるまで、この憲法に定められた権限を行使する。

第九一条 現存の国民議会は、その任期が満了するまで、この憲法によつて定められた権限を行使する。ただし、議員の任期は、共和国大統領令によつて、これを短縮することができる。

第九二条 諸制度を設置するために必要な立法措置は、共和国大統領により、最高裁判所に諮詢した後に、法律の効力を有する命令によつて行なわれるものとする。

第九三条 現在施行されている法律および規則は、この憲法に違反し、および改正または廃止されない限り、引き続き効力が存続するものとする。